

# 私設保育施設(幼児教育施設等)の 利用における 給付認定手続きのご案内



私設保育施設（幼児教育施設等）の利用にあたり、幼児教育・保育の無償化に係る給付を受ける場合は、無償化の対象となることの認定申請が必要となります。

この冊子では、必要な手続き等を記載していますので、内容をご確認いただき、必要な手続きを行ってください。

※ 藤沢市外に住民票がある方については、住民票がある市区町村での手続きが必要となりますので、当該市区町村へご確認ください。

※ 対象児童に保育の必要性がない場合等、無償化の対象とならない方については、「藤沢市幼児教育施設保育料補助金」の制度がありますので、対象条件等をご確認ください。

◆◆◆ 目 次 ◆◆◆			
1 幼児教育・保育の無償化について		2 手続きの流れについて ……………	P.2
(1) 対象者 ……………	P.1	3 認定申請について	P.3
(2) 対象施設・事業等 ……………	P.1	(1) 保育の必要性の認定 ……………	P.3
(3) 対象経費 ……………	P.2	(2) 申請に必要な書類 ……………	P.4

## 1 幼児教育・保育の無償化について

### (1) 対象者

私設保育施設（幼児教育施設等）を利用する次の児童で、保護者の就労等の状況により、保育の必要性が認められる場合（3ページ参照）に、無償化の対象となります。

- 3歳から5歳のすべての児童（4月1日時点の年齢）
- 0歳から2歳の住民税非課税世帯の児童（4月1日時点の年齢）

### (2) 対象施設・事業等（私設保育施設等）

施設等の所在市区町村において、無償化の対象であると確認された私設保育施設（幼児教育施設等）が対象です。なお、複数の施設・事業等との併用も可能ですが、認可保育施設や認定こども園を利用している場合は、次の施設・事業等の利用は無償化の対象外となります。

- 私設保育施設（藤沢型認定保育施設、幼児教育施設等、認可外の事業所内保育施設、その他届出保育施設、ベビーシッター等）
  - ※ 無償化の対象となる私設保育施設は、都道府県等に施設の設置届を行い、国の指導監督基準を満たしていること証明された施設です。ただし、2019年（令和元年）10月から5年間は、猶予期間として基準を満たしていない場合でも無償化の対象となります。
- 一時預かり事業
- 病児保育事業（病児対応型、病後児対応型）
- ファミリー・サポート・センター事業

### (3) 対象経費

無償化の対象となる経費及び給付上限額は、次のとおりです。

	経 費	上 限 額 等
対 象	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本保育料</li> <li>延長保育</li> </ul>	月額 37,000 円 (0歳から2歳の住民税非課税世帯は、 月額 42,000 円)
対象外	<ul style="list-style-type: none"> <li>入園料</li> <li>施設の管理費</li> <li>給食費</li> <li>行事等に係る費用など</li> </ul>	実費 (施設が定めた金額)

## 2 手続きの流れについて

### 認定申請 [P.3~4]

- 申請書類を確認し、必要事項をご記入のうえ、藤沢市保育課にご提出ください。**2024年(令和6年)4月からの認定を希望する場合は、私設保育施設(幼児教育施設等)**に申請書類をご提出ください。提出した書類は、私設保育施設(幼児教育施設等)を通して藤沢市に提出されます。  
 ※2024年(令和6年)4月からの認定を希望し、認可保育施設の利用を検討している場合は、利用施設・事業等の決定後に申請してください。
- 給付認定の申請は、**対象施設・事業等の利用開始までに申請してください。**
- 認定は、**原則、遡って申請することはできません。**  
 (対象施設・事業等の利用を開始した場合や認定区分の変更を希望する場合で、事実発生日以降に申請があった場合は、原則、申請を受け付けた日以降の認定となります。)
- 申請事項に変更が生じた場合は、「給付認定申請に係る変更届兼出産連絡票」を藤沢市保育課にご提出ください。  
 ※必要に応じて保育を必要とすることを証明する書類を併せて提出してください。
- 申請書類・変更届兼出産連絡票は市ホームページからダウンロード可能です。
- 提出書類の内容に不明な点がある場合は、藤沢市から電話等で内容を確認することがあります。
- 認定申請中に住所が変更となった場合は、藤沢市保育課(Tel.0466-50-8226)までご連絡ください。

### 認定通知書の交付

- 藤沢市から給付認定(又は不認定)通知書を郵送します。
- 通知書は、2024年(令和6年)4月認定開始の場合、2024年(令和6年)3月下旬までに認定結果を通知します。2024年(令和6年)4月以降の申請については、原則として、申請受理日から1ヵ月以内に郵送します。

### (施設等への提出)

- 利用施設・事業等との契約にあたり、必要に応じて給付認定通知書を提示してください。

### 給付費の支給

- 給付費は、利用施設・事業等に支払った利用料の実績に応じた額を給付します。
- 給付費の申請は、次の表のとおり、3ヵ月ごとの受付を基本とします。具体的な申請手続きについては各幼稚園や市ホームページを通じてご案内します。

	給付対象月	申請時期	給付時期
第1期	4～6月	7月	9月
第2期	7～9月	10月	12月
第3期	10～12月	1月	3月
第4期	1～3月	4月	6月

### 3 認定申請について

#### (1) 保育の必要性の認定

保護者が次の表のいずれかに該当する場合は、「保育の必要性」が認められる場合に該当し、対象施設・事業等の利用が無償化の対象となります。

ただし、藤沢市の審査の結果、保育の必要性が認められない場合は認定できませんので、ご注意ください。

保護者の状況	保育を必要とする事由
① 就労	就労により、月に64時間以上拘束されることが常態となっている場合。 (例) 1日あたり4時間・週4日勤務 / 1日あたり6時間・週3日勤務
② 妊娠・出産	母親の出産準備や出産後の休養が必要な場合。 ※出産予定日の前6週目が属する月の初日から、出産日の後8週目が属する月の末日までの期間* <sup>1</sup>
③ 保護者の疾病	病気やけがをしている場合。
④ 保護者の障がい	精神や身体に障がいがある場合。
⑤ 親族等の介護 又は看護	親族を介護又は看護していて、月に64時間以上拘束されることが常態となっている場合。
⑥ 災害復旧に従事	震災、風水害、火災その他の災害復旧に当たっている場合。
⑦ 求職活動	求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っている場合。 ※認定してから2ヵ月目までの期間(原則、期間の延長はできません)* <sup>2</sup>
⑧ 就学	高等学校・大学・大学院・専門学校・職業訓練校等に就学していて、月64時間以上拘束されることが常態となっている場合。
⑨ 対象園児のきょうだいの 育児休業中* <sup>3</sup>	すでに対象施設・事業等を利用している児童の弟妹が生まれ、育児休業を取得する場合。 ※生まれた児童が満1歳に達する日の翌年度の5月14日までの期間
⑩ その他	その他市長が必要と認める場合。

\*1 出産日より認定期間が変更する場合があります。

\*2 2ヵ月以内に就労を証明する書類の提出がない場合には、1号認定となります。また、連続して求職活動による認定を受けることはできません。

\*3 育児休業による認定は、すでに対象施設・事業等を利用している児童に弟妹が生まれ、就労要件から育児休業へ要件の変更の場合に限ります。

幼児教育保育の無償化に関する詳細は、市ホームページをご参照ください。

【市ホームページ】 藤沢市(トップ) > 健康・福祉・子育て > 子育て  
> 幼児教育・保育の無償化 > 幼児教育・保育の無償化について

[http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/hoiku/youho\\_mushouka.html](http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/hoiku/youho_mushouka.html)



## (2) 申請に必要な書類

認定申請にあたり、次の書類を準備して、藤沢市保育課へ郵送又は窓口へ提出してください。なお、必要に応じてコピー等をもって保管するようにしてください。

### 給付認定申請書（必ず両面を記入）

※ひとり親世帯の場合は、戸籍謄本（全部事項証明書）を提出してください。

離婚日または死亡日が記載されているもの（発行から1ヵ月以内のもの）

### 保育を必要とすることを証明する書類

\* 保護者の状況に応じて次の書類を提出してください。

保護者の状況	必要な書類	提出にあたっての注意事項
①就労 【会社勤めの方】	<input type="checkbox"/> 就労証明書 〈会社役員の場合〉 <input type="checkbox"/> 会社役員を証明する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の所定用紙に勤務先で証明を受けてください。</li> <li>・育児休業中や内定のある方も必要です。</li> <li>・会社役員を証明する書類とは、次の書類です。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・商業登記簿謄本</li> <li>・源泉徴収票（役員報酬、役職の記載があるもの）</li> </ul> </li> </ul>
①就労 【自営業等の方】	<input type="checkbox"/> 就労証明書 <input type="checkbox"/> 就労状況説明書 <input type="checkbox"/> 直近の確定申告書(第一表)又は源泉徴収票の写し又は控え	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の所定用紙に必要事項を記入してください。</li> <li>・直近で事業(又は従事)を開始した場合は開業届や営業許可証等の写しが、専従者や家族従業者等で本人が確定申告をしていない場合は、その事業に携わっていることがわかる書類等が必要です。</li> </ul>
②妊娠・出産	<input type="checkbox"/> 母子手帳のコピー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表紙と出産予定日が確認できるページを提出してください。</li> </ul>
③保護者の疾病	<input type="checkbox"/> 医師の診断書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の所定用紙に医療機関で証明を受けてください。</li> </ul>
④保護者の障がい	<input type="checkbox"/> 障がい者手帳等のコピー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・等級により必要な書類が異なる場合があります。</li> </ul>
⑤親族等の介護 又は看護	<input type="checkbox"/> 介護(看護)状況申告書 <input type="checkbox"/> 介護等の必要性がわかる書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の所定用紙に必要事項を記入してください。</li> <li>・介護等の必要性がわかる書類として、医師の診断書等を提出してください。</li> </ul>
⑥災害復旧に従事	<input type="checkbox"/> 災害復旧に従事していることがわかる書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震災、風水害、火災、その他の災害復旧に従事していることがわかる書類を提出してください。</li> </ul>
⑦求職活動	(特になし)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定後2ヵ月以内に①に該当する就労に就き、証明する書類を提出してください。</li> </ul>
⑧就学	<input type="checkbox"/> 学生証等のコピー <input type="checkbox"/> カリキュラム表等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生証等は在籍証明書でもかまいません。</li> <li>・カリキュラム表等は、日中保育ができない期間・日数が確認できる書類を提出してください。</li> </ul>
⑨対象園児のきょうだいの育児休業中	<input type="checkbox"/> 就労証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の所定用紙に勤務先で証明を受けてください。</li> <li>・育児休業の期間を記載してください。</li> </ul>

※市の所定用紙については、市ホームページからダウンロードしていただくか、藤沢市保育課（Tel0466-50-8226）までご連絡ください。

**!** 0歳から2歳の住民税非課税世帯の児童(4月1日時点の年齢)で、2023年(令和5年)又は、2024(令和6年)1月1日に市外に住民票があった場合は、次の書類の提出が必要です。

- 個人番号確認票
- 個人番号確認票に記載の添付書類
- 海外収入証明書等（海外在住の場合）

※海外在住の場合は藤沢市保育課（Tel0466-50-8226）までご連絡ください。

藤沢市 子ども青少年部 保育課	
申請書類の提出先	(郵 送) 〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 (窓 口) 藤沢市役所本庁舎3階
無償化に関する お問い合わせ	(電 話) 0466-50-8226 (E-mail) fj2-hoiku@city.fujisawa.lg.jp